

## 南三陸町東日本大震災記録誌作成業務仕様書

### 1 業務名

南三陸町東日本大震災記録誌作成業務

### 2 目的

東日本大震災における本町の被災状況や復旧・復興、被災者支援などの取組内容を記録するとともに、その教訓を後世に伝え、今後も起こり得る大災害への対応や危機対策及び町民の防災活動に役立てることを目的とする。

### 3 業務内容

企画、資料収集、取材、原稿作成、デザイン、編集、校正、印刷製本等、震災記録誌の作成に必要な業務一式を委託する。

### 4 記録誌作成に当たっての基本的な考え方

本業務の目的を踏まえ、単なる記録ではなく、復旧・復興事業に取り組む際の課題や教訓、それをどのように乗り越えてきたかなどを伝え、将来世代や沿岸部に暮らす全国・全世界の人々が、今後も起こり得る大災害への対応や危機対策及び防災・減災対策を行う際の参考となる実用性の高いものとして作成する。

そのため、原稿執筆の際には既存資料の引用のみならず、関係者へ入念なヒアリングを実施し、その結果を反映させるとともに、写真やデータ等を収集し、効果的な見せ方を工夫することを必須とする。

### 5 成果物

#### (1) 震災記録誌

##### 【規格等】

- ・ A4判縦、400頁程度、カラー刷り（表紙を含む）、無線綴じ
- ・ 紙質等

【表紙カバー】コート紙 135kg 加工 表紙マットPP加工

【記録誌本体】表紙 レザック66色 みずいろ 215kg

見返し OKミューズコットン 色 わすれなぐさ 90kg

本文 キンマリ 色 淡クリーム 72.5kg

- ・ 部数：500部
- ・ 納品期限：令和5年3月20日
- ・ 納品場所：南三陸町企画課

(2) 上記の電子データ

6 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで

7 権利の帰属等

本業務により作成された成果物及び契約の履行過程で生じた全ての著作権は、町に帰属するものとし、受託者は町の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないこととする。

8 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約期間満了後も同様とする。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号）その他関係法令を遵守しなければならない。

10 その他

契約期間中は町からの業務進捗状況の確認に応じること。また、業務内容の詳細及び本仕様書に定めのない事項については、法令に定めるもののほか、町と協議して決定すること。